

財形株投（一般財形50）

追加型投信／国内／資産複合

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書（請求目論見書）

2023年10月26日

本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

本文書にかかる「財形株投（一般財形50）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2023年10月25日に関東財務局長に提出しており、2023年10月26日にその届出の効力が生じております。

発行者名	大和アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 小松 幹太
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

財形株投（一般財形 50）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000 億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

1 万口当たり取得申込受付日の基準価額とします。

（注）当ファンドにおいては、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）は原則として給与天引きとし、取得申込受付日は「勤労者財産形成貯蓄契約」に定める日とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）

0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

(6)【申込単位】

1,000 円単位

(7)【申込期間】

2023 年 10 月 26 日から 2024 年 4 月 24 日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8)【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、「勤労者財産形成貯蓄契約」に定める日に、原則として給与天引きで販売会社に支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、原則として給与天引きで申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として、安定運用を行ないます。
一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド
一般 大型株 中小型株	年2回	日本	
債券	年4回	北米	
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回 （隔月）	欧州	
不動産投信	年12回 （毎月）	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ
その他資産 （投資信託証券 （資産複合 資産配分） （固定型（株式、債券））	日々	オセアニア	
資産複合 （ ）	その他 （ ）	中南米	
資産配分固定型		アフリカ	
資産配分変更型		中近東 （中東）	
		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注1）商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資

		産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMR F
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注 2）属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの

	不動産投信	目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配 分固定型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配 分変更型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年 1 回	目論見書等において、年 1 回決算する旨の記載があるもの
	年 2 回	目論見書等において、年 2 回決算する旨の記載があるもの
	年 4 回	目論見書等において、年 4 回決算する旨の記載があるもの
	年 6 回（隔月）	目論見書等において、年 6 回決算する旨の記載があるもの
	年 12 回（毎月）	目論見書等において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの
投資対象 地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファン ド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッ ジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

対象インデックス	日経 225	目論見書等において、日経 225 に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIX に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

1

内外の公社債への投資により安定収益の確保をはかるとともに、わが国の株式部分については東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして、全体として安定運用を行ないます。

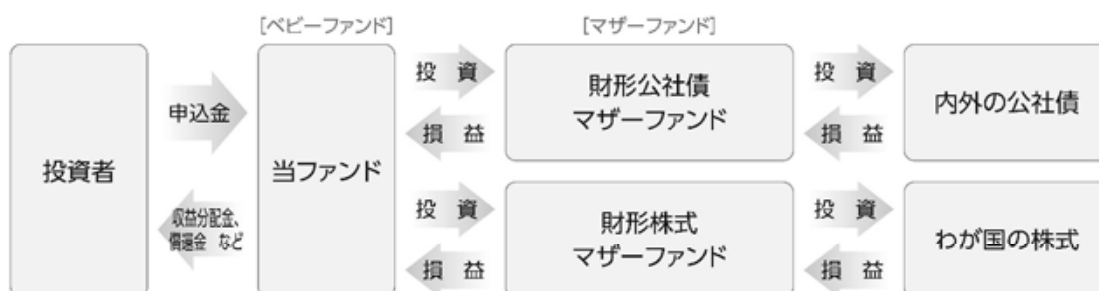
※東証株価指数（TOPIX）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。

- わが国の株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の50%としたうえ、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、ベビーファンドから内外の公社債およびわが国の株式への直接投資を行なうことができるものとします。



2

当ファンドは、財形貯蓄制度を利用する勤労者のみなさま専用のファンドです。勤労者財産形成貯蓄（一般財形）を利用する場合に投資できます。

- いつでも自由に引出せ、使いみちも自由な天引貯蓄です。
- 積立投資専用のファンドです。積立は、原則として3年以上とします。

3

原則として、毎年2月1日に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。収益分配金は、自動的に再投資されます。

なお、2月1日または2月2日のいずれかが委託会社の休業日にあたる場合には、2月1日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、1日に最も近い日を決算日とします。

〈分配方針〉

①分配対象額は、利息等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額から、原則として、利息等収益を中心に安定的に分配します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

主な投資制限

- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

(2) 【ファンドの沿革】

1994年2月4日

信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※3）		
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3）	
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
↓運用指図 ↑↓※2	損益↑↓信託金（※3）	
受託会社	みずほ信託銀行株式会社 再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行	信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
損益↑↓投資		
投資対象	内外の公社債、わが国の株式 など （ファミリーファンド方式で運用を行ないます。）	

（注）収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託

が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況（2023年8月末日現在） >

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第 29 条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第 352 号)
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 主要投資対象

財形公社債マザーファンド受益証券および財形株式マザーファンド受益証券ならびに内外の公社債およびわが国の株式を主要投資対象とします。

② 投資態度

主として財形公社債マザーファンド受益証券および内外の公社債への投資により安定した収益の確保をはかり、主として財形株式マザーファンド受益証券およびわが国の株式への投資により信託財産の成長をめざします。

財形株式マザーファンド受益証券および株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の 50%としたうえ、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。

(2)【投資対象】

① 委託会社は、信託金を、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された財形公社債マザーファンドの受益証券および財形株式マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。

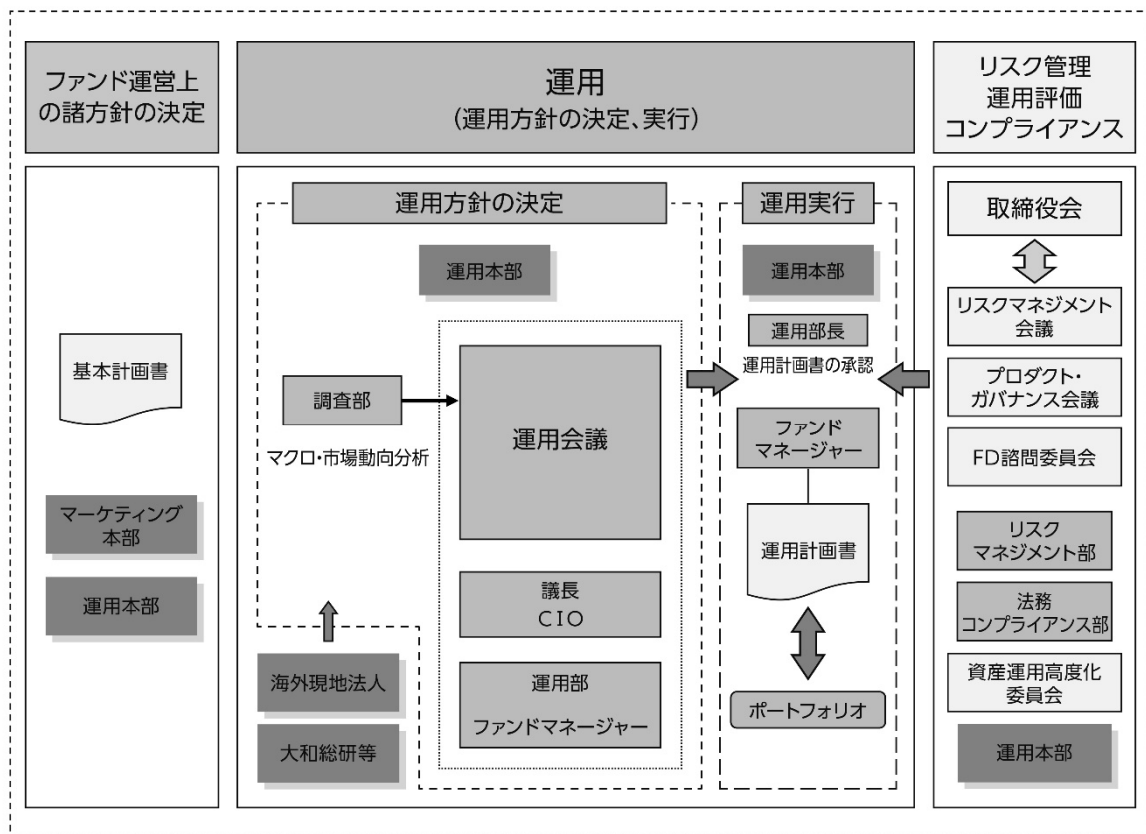
1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 1. から前 6. までの証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で前 12. の有価証券の性質を有するもの
なお、前 1. の証券または証書および前 7. の証券または証書のうち前 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前 2. から前 5. までの証券および前 7. の証券のうち前 2. から前 5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
- ② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前 5. の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (1 名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ 基本的な運用方針の決定
- ・ その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO (0～5 名程度)

CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー (0～5 名程度)

CIO および Deputy-CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長 (各運用部に 1 名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議、FD 諮問委員会および資産運用高度化委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は 35～45 名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ. FD 諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

ニ. 資産運用高度化委員会

資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は 2023 年 8 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

- ① 分配対象額は、利息等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配対象額から、原則として、利息等収益を中心に安定的に分配します。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

① 株式等（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、財形株式マザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 50 を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形株式マザーファンドの受益証券の時価総額に、財形株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

② 新株引受権証券等（信託約款）

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 投資する株式等の範囲（信託約款）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融

商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引（登録予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

④ 同一銘柄の株式等（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と財形株式マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ. 前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形株式マザーファンドの受益証券の時価総額に、財形株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ハ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 信用取引（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ロ. 前イ.の信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥ 先物取引等（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
 - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)②の 1. から 4. までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ロ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ハ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

⑦ スワップ取引（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と財形公社債マザーファンドおよび財形株式マザーファンド（以下本ハ．において「マザーファンド」といいます。）の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧ デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑨ 同一銘柄の転換社債等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、財形公社債マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンドの受益証券の時価総額に、財形公社債マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑩ 有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑪ 外貨建資産（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と、財形公社債マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンドの受益証券の時価総額に、財形公社債マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑫ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑬ 外国為替予約の指図（信託約款）
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ⑭ 信用リスク集中回避（信託約款）
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ⑮ 資金の借入れ（信託約款）
- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<参 考>マザーファンドの概要

1. 財形公社債マザーファンド

- (1) 投資方針
- ① 主要投資対象
内外の公社債を主要投資対象とします。
- ② 投資態度
主として内外の公社債への投資により、安定した収益の確保をはかります。
- (2) 投資対象
- ① 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341

条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限りします。)

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券で、前1.から前5.までの証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。)

10. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

12. 外国の者に対する権利で前11.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.から前4.までの証券および前6.の証券のうち前1.から前4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行なうことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。

2. 財形株式マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

東京証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

② 投資態度

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の動きに連動する投資成果をめざします。

(2) 投資対象

① 委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)で市場性のあるものに投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。)

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前 1. の証券または証書を以下「株式」といいます。

- ② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

(3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資は、行ないません。

信託財産の効率的な運用に資するため、および有価証券等の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行なうことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。

3【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

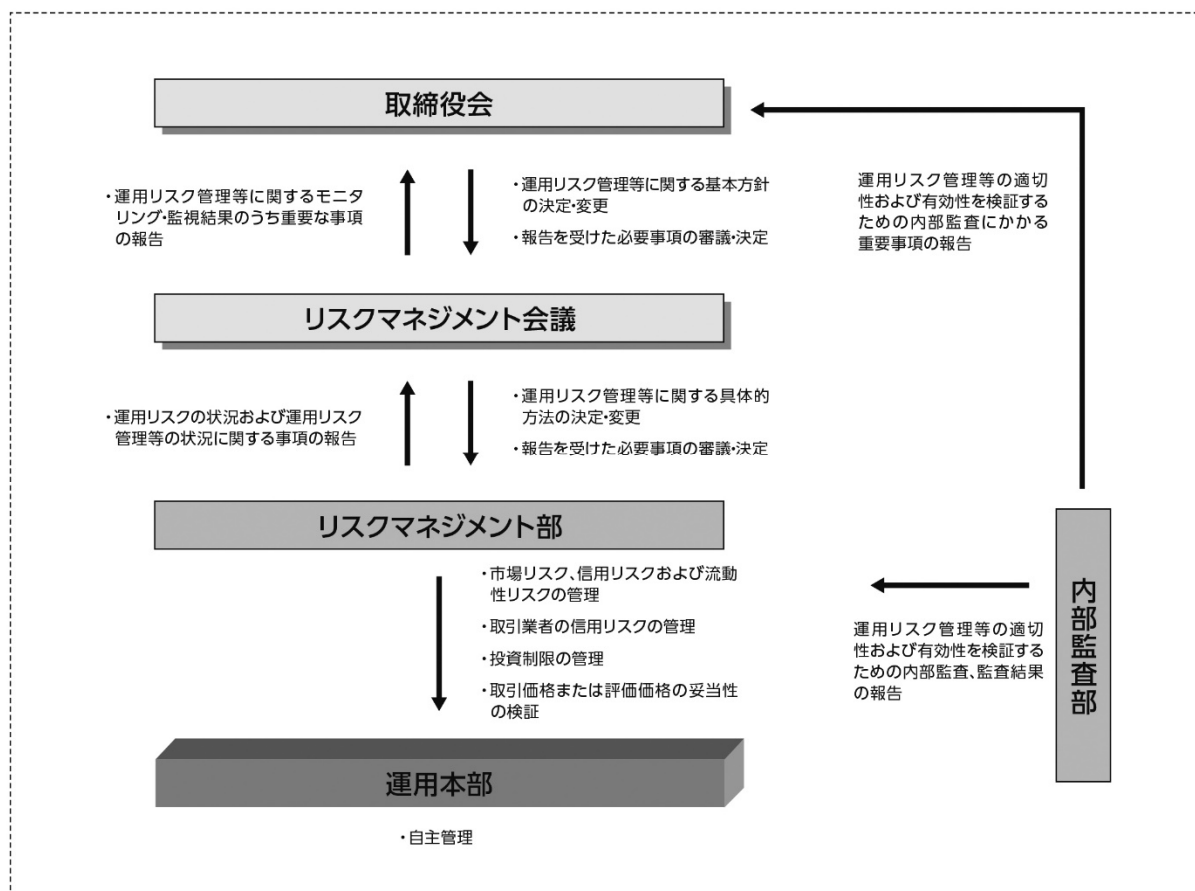
※ 流動性リスクに関する事項

- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リ

スクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。

- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

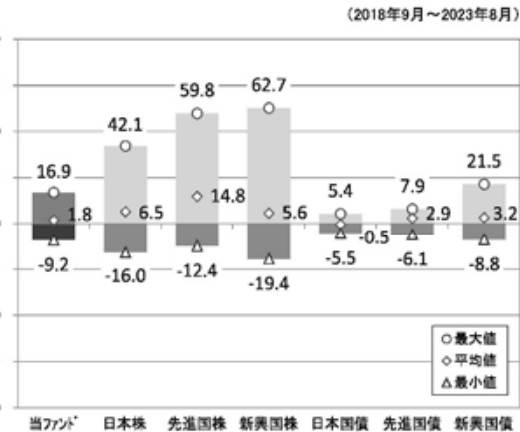
参 考 情 報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる商標または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる商標または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドに基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>] ●NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 0.484%（税抜 0.44%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 か月終了日（6 か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.19% (税抜)	年率 0.20% (税抜)	年率 0.05% (税抜)

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に

かかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(※)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後 3 年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

買取請求時の 1 万口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を差引いた金額となります（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります）。買取価額と取得価額との差額については、譲渡所得の取扱いとなります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

<注 1>個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本(個別元本)にあたります。
なお、個別元本方式は 2000 年 4 月 1 日算出の基準価額より適用されておりますので、個別元本方式への移行時に既に受益権を保有していた場合、2000 年 3 月 31 日の平均信託金が当該受益権にかかる個別元本となります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。
- ④ 個別元本について、詳しくは販売会社にお問合わせ下さい。

<注 2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者

の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- (※) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- (※) 上記は、2023 年 8 月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- (※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（2023年8月31日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		846,573,775	93.70
	内 日本	846,573,775	93.70
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		56,922,435	6.30
純資産総額		903,496,210	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2023年8月31日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の詳細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	財形株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	186,377,721	2.0270 377,787,646	2.4238 451,742,320	50.00
2	財形公社債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	297,492,055	1.3244 393,998,477	1.3272 394,831,455	43.70

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	93.70%
合計	93.70%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第20 計算期間末 (2014 年 2 月 3 日)	987,657,433	987,657,433	0.9113	0.9113
第21 計算期間末 (2015 年 2 月 2 日)	1,015,761,281	1,015,761,281	0.9894	0.9894
第22 計算期間末 (2016 年 2 月 1 日)	1,022,234,551	1,022,234,551	1.0122	1.0122
第23 計算期間末 (2017 年 2 月 1 日)	1,010,900,685	1,010,900,685	1.0311	1.0311
第24 計算期間末 (2018 年 2 月 1 日)	1,088,509,487	1,088,509,487	1.1353	1.1353
第25 計算期間末 (2019 年 2 月 4 日)	968,804,686	968,804,686	1.0458	1.0458
第26 計算期間末 (2020 年 2 月 3 日)	941,684,563	941,684,563	1.0723	1.0723
第27 計算期間末 (2021 年 2 月 1 日)	950,683,462	950,683,462	1.1241	1.1241
第28 計算期間末 (2022 年 2 月 1 日)	849,380,794	849,380,794	1.1373	1.1373
2022 年 8 月末日	850,429,310	—	1.1602	—
9 月末日	829,554,340	—	1.1284	—
10 月末日	844,454,698	—	1.1550	—
11 月末日	845,963,901	—	1.1709	—
12 月末日	836,847,828	—	1.1428	—
2023 年 1 月末日	851,402,977	—	1.1667	—
第29 計算期間末 (2023 年 2 月 1 日)	850,814,016	850,814,016	1.1659	1.1659
2 月末日	856,874,310	—	1.1716	—
3 月末日	856,938,050	—	1.1828	—
4 月末日	868,042,292	—	1.1981	—
5 月末日	884,507,243	—	1.2189	—
6 月末日	906,808,229	—	1.2630	—
7 月末日	912,839,414	—	1.2704	—
8 月末日	903,496,210	—	1.2718	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第20 計算期間	0.0000
第21 計算期間	0.0000

	1口当たり分配金(円)
第 22 計算期間	0.0000
第 23 計算期間	0.0000
第 24 計算期間	0.0000
第 25 計算期間	0.0000
第 26 計算期間	0.0000
第 27 計算期間	0.0000
第 28 計算期間	0.0000
第 29 計算期間	0.0000
2023 年 2 月 2 日～ 2023 年 8 月 1 日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 20 計算期間	12.3
第 21 計算期間	8.6
第 22 計算期間	2.3
第 23 計算期間	1.9
第 24 計算期間	10.1
第 25 計算期間	△7.9
第 26 計算期間	2.5
第 27 計算期間	4.8
第 28 計算期間	1.2
第 29 計算期間	2.5
2023 年 2 月 2 日～ 2023 年 8 月 1 日	9.3

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 20 計算期間	98,801,013	143,469,731
第 21 計算期間	91,413,057	148,546,461
第 22 計算期間	97,035,176	113,787,579
第 23 計算期間	89,218,638	118,691,739
第 24 計算期間	78,959,913	100,625,964
第 25 計算期間	76,248,374	108,659,988
第 26 計算期間	76,123,768	124,327,265
第 27 計算期間	77,803,734	110,218,556
第 28 計算期間	60,921,014	159,808,956
第 29 計算期間	53,570,644	70,680,516
2023 年 2 月 2 日～ 2023 年 8 月 1 日	25,317,390	36,548,162

(参考) マザーファンド
財形公社債マザーファンド

(1) 投資状況 (2023 年 8 月 31 日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		182,782,930	17.15
	内 日本	182,782,930	17.15
地方債証券		780,537,428	73.23
	内 日本	780,537,428	73.23
特殊債券		20,414,772	1.92
	内 日本	20,414,772	1.92
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		82,072,500	7.70
純資産総額		1,065,807,630	100.00

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2023 年 8 月 31 日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	4-10 京都府5年	日本	地方債証券	70,000,000	99.68 69,781,530	99.83 69,884,150	0.235000 2027/12/16	6.56
2	412 大阪府公債	日本	地方債証券	57,000,000	99.40 56,659,596	99.57 56,758,320	0.060000 2026/09/29	5.33
3	736 東京都公債	日本	地方債証券	50,000,000	100.67 50,338,300	100.48 50,241,950	0.505000 2024/09/20	4.71
4	431 大阪府公債	日本	地方債証券	40,000,000	98.80 39,522,480	99.26 39,706,680	0.165000 2028/04/26	3.73
5	2-1 和歌山県公債	日本	地方債証券	36,500,000	95.88 34,998,171	96.99 35,404,890	0.135000 2030/11/29	3.32
6	29-1 三重県公債	日本	地方債証券	33,200,000	99.50 33,036,788	99.71 33,105,146	0.210000 2027/12/24	3.11
7	339 10年国債	日本	国債証券	30,000,000	100.95 30,285,300	100.72 30,216,000	0.400000 2025/06/20	2.84
8	386 大阪府公債	日本	地方債証券	30,000,000	100.69 30,207,120	100.49 30,147,390	0.585000 2024/07/30	2.83
9	343 10年国債	日本	国債証券	30,000,000	100.21 30,065,700	100.11 30,033,300	0.100000 2026/06/20	2.82
10	65 川崎市5年	日本	地方債証券	30,000,000	99.50 29,850,000	99.50 29,852,850	0.105000 2027/06/18	2.80

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
11	25-1 滋賀県公債	日本	地方債証券	28,000,000	100.48 28,135,968	100.15 28,043,960	0.650000 2023/11/29	2.63
12	27-2 熊本県公債	日本	地方債証券	27,690,000	100.90 27,941,175	100.72 27,890,807	0.476000 2025/10/30	2.62
13	30-2 新潟県公債	日本	地方債証券	28,000,000	99.04 27,732,432	99.48 27,855,772	0.264000 2028/11/30	2.61
14	332 10年国債	日本	国債証券	27,000,000	100.59 27,160,380	100.22 27,060,480	0.600000 2023/12/20	2.54
15	28-1 新潟県公債	日本	地方債証券	25,000,000	99.51 24,879,325	99.60 24,901,525	0.080000 2026/11/30	2.34
16	26-1 新潟市公債	日本	地方債証券	22,000,000	100.66 22,145,354	100.52 22,114,906	0.456000 2024/12/25	2.07
17	26-1 大分県公債	日本	地方債証券	21,700,000	100.77 21,867,741	100.56 21,821,910	0.539000 2024/10/31	2.05
18	62 政保政策投資C	日本	特殊債券	21,000,000	96.67 20,302,674	97.21 20,414,772	0.001000 2030/03/18	1.92
19	340 10年国債	日本	国債証券	20,000,000	101.03 20,207,600	100.78 20,157,800	0.400000 2025/09/20	1.89
20	27-1 新潟市公債	日本	地方債証券	20,000,000	100.91 20,183,220	100.73 20,146,120	0.464000 2025/12/24	1.89
21	336 10年国債	日本	国債証券	20,000,000	100.99 20,199,200	100.71 20,143,200	0.500000 2024/12/20	1.89
22	334 10年国債	日本	国債証券	20,000,000	100.88 20,176,400	100.55 20,110,800	0.600000 2024/06/20	1.89
23	26-3 千葉県公債	日本	地方債証券	20,000,000	100.75 20,151,840	100.51 20,102,340	0.611000 2024/07/25	1.89
24	734 東京都公債	日本	地方債証券	20,000,000	100.63 20,127,140	100.42 20,084,220	0.551000 2024/06/20	1.88
25	27-2 新潟県公債	日本	地方債証券	20,000,000	100.20 20,041,540	100.13 20,026,880	0.215000 2026/02/26	1.88
26	344 10年国債	日本	国債証券	20,000,000	100.16 20,032,600	100.09 20,018,200	0.100000 2026/09/20	1.88
27	1-2 千葉県5年	日本	地方債証券	20,000,000	99.89 19,979,740	99.99 19,998,520	0.010000 2024/05/24	1.88
28	196 共同発行地方	日本	地方債証券	20,000,000	97.20 19,440,600	97.87 19,574,280	0.060000 2029/07/25	1.84
29	1-3 新潟県公債	日本	地方債証券	20,000,000	96.87 19,375,680	97.67 19,535,200	0.115000 2030/02/28	1.83
30	211 神奈川県公債	日本	地方債証券	18,000,000	100.62 18,113,274	100.49 18,088,650	0.438000 2024/12/20	1.70

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	17.15%

投資有価証券の種類	投資比率
地方債証券	73.23%
特殊債券	1.92%
合計	92.30%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

財形株式マザーファンド

(1) 投資状況 (2023 年 8 月 31 日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		724,261,290	92.39
	内 日本	724,261,290	92.39
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		59,660,904	7.61
純資産総額		783,922,194	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)		55,932,000	7.13
	内 日本	55,932,000	7.13

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注 3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産 (2023 年 8 月 31 日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	11,600	1,903.00 22,074,800	2,515.00 29,174,000	3.72
2	ソニーグループ	日本	株式	電気機器	1,500	11,470.00 17,205,000	12,145.00 18,217,500	2.32
3	三菱 UFJ フィナンシャル G	日本	株式	銀行業	13,300	948.50 12,615,050	1,163.50 15,474,550	1.97
4	日本電信電話	日本	株式	情報・通信業	72,300	155.44 11,238,312	168.30 12,168,090	1.55
5	キーエンス	日本	株式	電気機器	200	59,580.00 11,916,000	60,520.00 12,104,000	1.54
6	東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	500	15,376.66 7,688,334	21,575.00 10,787,500	1.38
7	三井住友フィナンシャル G	日本	株式	銀行業	1,600	5,679.00 9,086,400	6,681.00 10,689,600	1.36
8	三菱商事	日本	株式	卸売業	1,400	4,363.00 6,108,200	7,196.00 10,074,400	1.29

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
9	日 立	日本	株式	電気機器	1,000	6,706.00 6,706,000	9,694.00 9,694,000	1.24
10	三井物産	日本	株式	卸売業	1,600	3,864.00 6,182,400	5,432.00 8,691,200	1.11
11	武田薬品	日本	株式	医薬品	1,900	4,075.00 7,742,500	4,508.00 8,565,200	1.09
12	信越化学	日本	株式	化学	1,800	3,851.00 6,931,800	4,659.00 8,386,200	1.07
13	リクルートホールディングス	日本	株式	サービス業	1,600	4,259.00 6,814,400	5,220.00 8,352,000	1.07
14	第一三共	日本	株式	医薬品	1,900	4,094.00 7,778,600	4,299.00 8,168,100	1.04
15	任 天 堂	日本	株式	その他製 品	1,300	5,580.00 7,254,000	6,267.00 8,147,100	1.04
16	HOYA	日本	株式	精密機器	500	13,785.00 6,892,500	16,155.00 8,077,500	1.03
17	本田技研	日本	株式	輸送用機 器	1,700	3,238.00 5,504,600	4,703.00 7,995,100	1.02
18	伊 藤 忠	日本	株式	卸売業	1,400	4,176.00 5,846,400	5,472.00 7,660,800	0.98
19	ダイキン工業	日本	株式	機械	300	22,445.00 6,733,500	25,225.00 7,567,500	0.97
20	みずほフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	3,100	2,039.50 6,322,450	2,410.00 7,471,000	0.95
21	KDDI	日本	株式	情報・通信 業	1,700	4,038.00 6,864,600	4,325.00 7,352,500	0.94
22	ソフトバンクグループ	日本	株式	情報・通信 業	1,100	6,254.00 6,879,400	6,545.00 7,199,500	0.92
23	東京海上HD	日本	株式	保険業	2,200	2,751.00 6,052,200	3,227.00 7,099,400	0.91
24	SMC	日本	株式	機械	100	65,820.00 6,582,000	70,600.00 7,060,000	0.90
25	オリエンタルランド	日本	株式	サービス業	1,200	4,312.00 5,174,400	5,249.00 6,298,800	0.80
26	ソフトバンク	日本	株式	情報・通信 業	3,300	1,485.50 4,902,150	1,670.00 5,511,000	0.70
27	村田製作所	日本	株式	電気機器	600	7,397.00 4,438,200	8,185.00 4,911,000	0.63
28	セブン&アイ・HLDGS	日本	株式	小売業	800	6,090.00 4,872,000	5,981.00 4,784,800	0.61
29	アステラス製薬	日本	株式	医薬品	2,000	1,902.00 3,804,000	2,214.50 4,429,000	0.56
30	パナソニック ホールディング	日本	株式	電気機器	2,600	1,192.50 3,100,500	1,679.50 4,366,700	0.56

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	92.39%
合計	92.39%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.04%
鉱業	0.37%
建設業	1.95%
食料品	3.22%
繊維製品	0.45%
パルプ・紙	0.10%
化学	5.61%
医薬品	4.81%
石油・石炭製品	0.38%
ゴム製品	0.77%
ガラス・土石製品	0.58%
鉄鋼	0.96%
非鉄金属	0.59%
金属製品	0.43%
機械	5.12%
電気機器	16.05%
輸送用機器	7.64%
精密機器	2.33%
その他製品	2.04%
電気・ガス業	1.30%
陸運業	2.78%
海運業	0.65%
空運業	0.40%
倉庫・運輸関連業	0.18%
情報・通信業	7.58%
卸売業	6.40%
小売業	3.94%
銀行業	6.26%
証券、商品先物取引業	0.70%
保険業	2.14%
その他金融業	1.02%
不動産業	1.68%
サービス業	3.93%
合計	92.39%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	日本	ミニTPX先物 050 9月	買建	24	54,457,190	55,932,000	7.13%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(参考情報) 運用実績

● 財形株投(一般財形50)

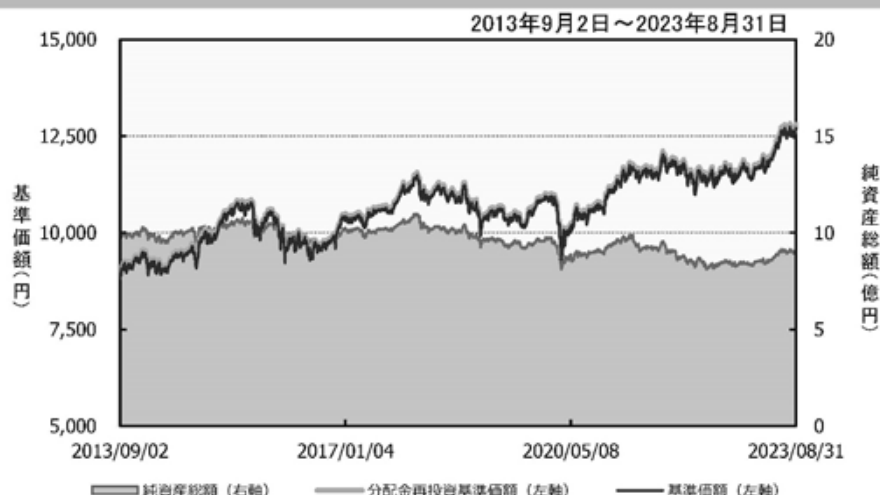
2023年8月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	12,718円
純資産総額	9.0億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	0.1%
3カ月間	4.3%
6カ月間	8.6%
1年間	9.6%
3年間	20.2%
5年間	16.4%
設定来	28.1%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

決算期	直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 65円											
	第18期 12年2月	第19期 13年2月	第20期 14年2月	第21期 15年2月	第22期 16年2月	第23期 17年2月	第24期 18年2月	第25期 19年2月	第26期 20年2月	第27期 21年2月	第28期 22年2月	第29期 23年2月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成		銘柄数	比率	債券ポートフォリオ特性値		株式東証33業種別構成		比率	組入上位銘柄(除く債券)		業種名	比率	
国内株式・先物		594	49.8%	直接利回り(%)		0.3	電気機器		8.0%	ミニTPX先物 0509月		-	3.6%
国内債券		43	40.3%	最終利回り(%)		0.2	輸送用機器		3.8%	トヨタ自動車		輸送用機器	1.9%
				修正デュレーション		2.8	情報・通信業		3.8%	ソニーグループ		電気機器	1.2%
コール・ローン、その他			13.5%	残存年数		2.8	卸売業		3.2%	三菱UFJフィナンシャルG		銀行業	1.0%
合計		637	-	債券格付別構成		比率	銀行業		3.1%	日本電信電話		情報・通信業	0.8%
株式 市場・上場別構成			比率	AAA		20.7%	化学		2.8%	キーエンス		電気機器	0.8%
東証プライム市場			46.1%	AA		-	機械		2.6%	東京エレクトロン		電気機器	0.7%
東証スタンダード市場			0.1%	A		18.1%	医薬品		2.4%	三井住友フィナンシャルG		銀行業	0.7%
東証グロース市場			-	BBB		-	小売業		2.0%	三菱商事		卸売業	0.6%
地方市場・その他			-	BB以下・無格付		61.3%	その他		14.5%	日 立		電気機器	0.6%
合計			46.2%	合計		100.0%	合計		46.2%	合計			11.8%

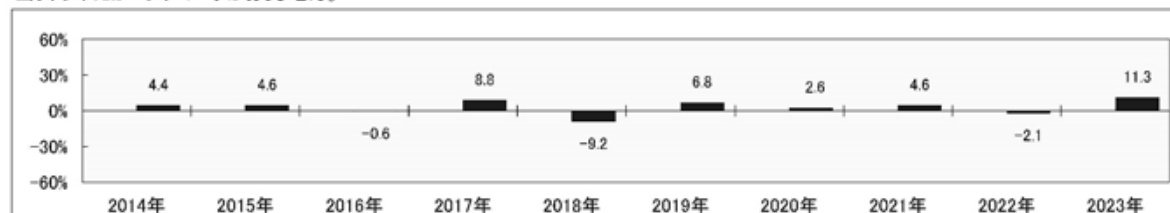
※債券格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。無格付債券を61.3%保有しております。

※格付別構成については、R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2023年は8月31日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
財形株投（一般財形50）	0.74%	0.73%	0.01%

※対象期間は2022年2月2日～2023年2月1日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した値（年率）です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、事業主を通じて、販売会社取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドは、積立投資専用です。販売会社は、別に定める契約を結んだ取得申込者に対し、1,000円単位をもって受益権の取得の申込みに応じることができます。

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、原則として給与天引きで販売会社に支払うものとします。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。

なお、当ファンドにおいては、お買付申込受付日は、別に定める契約に定める日とします。

収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

イ. 一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、1口単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）

0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から

起算して4営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

ロ. 買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその振替受益権を買取ります。

振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせることで知ることができます。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。
- ・東京証券取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・内外の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・東京証券取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・内外の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）

0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年 2 月 2 日から翌年 2 月 1 日までとします。

上記にかかわらず、上記による各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）

もしくはその翌日が休業日である場合には、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前 3. から前 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 5. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の 1. から 6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の 3. または前②の 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 4 項に定める運用報告書）を計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
 - ・委託会社のホームページ
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前 2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<https://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

<収益分配金および償還金にかかる請求権>

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

<換金請求権>

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期計算期間（2022年2月2日から2023年2月1日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年3月24日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形株投（一般財形50）の2022年2月2日から2023年2月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財形株投（一般財形50）の2023年2月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸

表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

財形株投（一般財形 50）

(1) 【貸借対照表】

	第 28 期 2022 年 2 月 1 日現在	第 29 期 2023 年 2 月 1 日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	56,652,746	49,347,464
親投資信託受益証券	800,048,844	803,545,198
流動資産合計	856,701,590	852,892,662
資産合計	856,701,590	852,892,662
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	372,197	233,528
未払委託者報酬	6,923,736	1,821,847
その他未払費用	24,863	23,271
流動負債合計	7,320,796	2,078,646
負債合計	7,320,796	2,078,646
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	746,860,700	729,750,828
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	102,520,094	121,063,188
（分配準備積立金）	136,885,047	144,586,313
元本等合計	849,380,794	850,814,016
純資産合計	849,380,794	850,814,016
負債純資産合計	856,701,590	852,892,662

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第 28 期 自 2021 年 2 月 2 日 至 2022 年 2 月 1 日	第 29 期 自 2022 年 2 月 2 日 至 2023 年 2 月 1 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	622	241
有価証券売買等損益	28,776,868	26,796,354
営業収益合計	28,777,490	26,796,595
営業費用		
支払利息	31,947	17,949
受託者報酬	760,475	514,035
委託者報酬	14,146,516	5,673,784
その他費用	50,843	46,108
営業費用合計	14,989,781	6,251,876
営業利益	13,787,709	20,544,719
経常利益	13,787,709	20,544,719
当期純利益	13,787,709	20,544,719
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	5,984,735	250,167
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	104,934,820	102,520,094
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,780,627	7,961,335
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	9,780,627	7,961,335
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,998,327	9,712,793
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	19,998,327	9,712,793
分配金 ※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	102,520,094	121,063,188

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第 29 期 自 2022 年 2 月 2 日 至 2023 年 2 月 1 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第 28 期 2022 年 2 月 1 日現在	第 29 期 2023 年 2 月 1 日現在
1. ※1 期首元本額	845,748,642 円	746,860,700 円
期中追加設定元本額	60,921,014 円	53,570,644 円
期中一部解約元本額	159,808,956 円	70,680,516 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	746,860,700 口	729,750,828 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第 28 期 自 2021 年 2 月 2 日 至 2022 年 2 月 1 日	第 29 期 自 2022 年 2 月 2 日 至 2023 年 2 月 1 日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (7,807,465 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (203,069,684 円) 及び分配準備積立金 (129,077,582 円) より分配対象額は 339,954,731 円 (1 万口当たり 4,551.78 円) であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (20,286,162 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (207,865,737 円) 及び分配準備積立金 (124,300,151 円) より分配対象額は 352,452,050 円 (1 万口当たり 4,829.76 円) であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第 29 期 自 2022 年 2 月 2 日 至 2023 年 2 月 1 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 29 期 2023 年 2 月 1 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 28 期 2022 年 2 月 1 日現在	第 29 期 2023 年 2 月 1 日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	20,490,380	25,123,166
合計	20,490,380	25,123,166

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第 28 期 2022 年 2 月 1 日現在	第 29 期 2023 年 2 月 1 日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 29 期 自 2022 年 2 月 2 日 至 2023 年 2 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	第 28 期 2022 年 2 月 1 日現在	第 29 期 2023 年 2 月 1 日現在
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1. 1373 円 (11, 373 円)	1. 1659 円 (11, 659 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受 益証券	財形公社債マザーファンド	297, 492, 055	393, 998, 477	
	財形株式マザーファンド	202, 045, 743	409, 546, 721	
親投資信託受益証券 合計			803, 545, 198	
合計			803, 545, 198	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「財形公社債マザーファンド」受益証券及び「財形株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「財形公社債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年2月1日現在	2023年2月1日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	103,612,749	89,227,953
国債証券	279,757,790	213,282,580
地方債証券	662,737,499	740,060,862
特殊債券	20,746,866	20,302,674
未収利息	1,036,574	689,623
前払費用	2,235	14,081
流動資産合計	1,067,893,713	1,063,577,773
資産合計	1,067,893,713	1,063,577,773
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	803,042,988	803,042,988
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	264,850,725	260,534,785
元本等合計	1,067,893,713	1,063,577,773
純資産合計	1,067,893,713	1,063,577,773
負債純資産合計	1,067,893,713	1,063,577,773

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2022 年 2 月 2 日 至 2023 年 2 月 1 日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び特殊債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	2022 年 2 月 1 日現在	2023 年 2 月 1 日現在
1. ※1 期首	2021 年 2 月 2 日	2022 年 2 月 2 日
期首元本額	803,042,988 円	803,042,988 円
期中追加設定元本額	－円	－円
期中一部解約元本額	－円	－円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
財形株投（一般財形 50）	297,492,055 円	297,492,055 円
財形株投（一般財形 30）	242,272,955 円	242,272,955 円
財形株投（年金・住宅財形 30）	263,277,978 円	263,277,978 円
計	803,042,988 円	803,042,988 円
2. 期末日における受益権の総数	803,042,988 口	803,042,988 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2022 年 2 月 2 日 至 2023 年 2 月 1 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	2023 年 2 月 1 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	2022 年 2 月 1 日現在	2023 年 2 月 1 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△2,298,660	△1,195,610
地方債証券	△4,376,343	△5,836,435
特殊債券	△75,684	△444,192
合計	△6,750,687	△7,476,237

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間 (2021 年 2 月 2 日から 2022 年 2 月 1 日まで、及び 2022 年 2 月 2 日から 2023 年 2 月 1 日まで) を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2022 年 2 月 1 日現在	2023 年 2 月 1 日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	2022 年 2 月 1 日現在	2023 年 2 月 1 日現在
1 口当たり純資産額	1.3298 円	1.3244 円
(1 万口当たり純資産額)	(13,298 円)	(13,244 円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	3 2 8 1 0 年国債	20,000,000	20,019,200	
	3 2 9 1 0 年国債	10,000,000	10,034,700	
	3 3 0 1 0 年国債	5,000,000	5,027,700	
	3 3 2 1 0 年国債	27,000,000	27,160,380	
	3 3 3 1 0 年国債	10,000,000	10,073,800	
	3 3 4 1 0 年国債	20,000,000	20,176,400	
	3 3 6 1 0 年国債	20,000,000	20,199,200	
	3 3 9 1 0 年国債	30,000,000	30,285,300	
	3 4 0 1 0 年国債	20,000,000	20,207,600	
	3 4 3 1 0 年国債	30,000,000	30,065,700	
	3 4 4 1 0 年国債	20,000,000	20,032,600	
国債証券 合計			213,282,580	
地方債証券	7 3 4 東京都公債	20,000,000	20,127,140	
	7 3 6 東京都公債	50,000,000	50,338,300	
	2 1 1 神奈川県公債	18,000,000	18,113,274	
	3 7 7 大阪府公債	9,000,000	9,043,803	
	3 8 4 大阪府公債	10,000,000	10,073,720	
	3 8 6 大阪府公債	30,000,000	30,207,120	
	4 1 2 大阪府公債	57,000,000	56,659,596	
	4 2 9 大阪府公債	12,000,000	11,892,624	
	4 3 1 大阪府公債	40,000,000	39,522,480	
	4 - 1 0 京都府 5 年	70,000,000	69,781,530	
	2 6 - 3 千葉県公債	20,000,000	20,151,840	
	1 - 2 千葉県 5 年	20,000,000	19,979,740	
	1 千葉県 2 0 年	10,000,000	10,551,200	
	2 7 - 2 新潟県公債	20,000,000	20,041,540	
	2 8 - 1 新潟県公債	25,000,000	24,879,325	
	3 0 - 2 新潟県公債	28,000,000	27,732,432	
	1 - 3 新潟県公債	20,000,000	19,375,680	
	2 6 - 1 大分県公債	21,700,000	21,867,741	
	2 9 - 2 大分県公債	9,000,000	8,962,551	
	1 9 6 共同発行地方	20,000,000	19,440,600	
	2 5 - 1 滋賀県公債	28,000,000	28,135,968	
	2 7 - 2 熊本県公債	27,690,000	27,941,175	
	2 6 - 1 新潟市公債	22,000,000	22,145,354	
	2 7 - 1 新潟市公債	20,000,000	20,183,220	
	2 7 - 2 北九州市債	11,800,000	11,916,230	
	2 5 - 4 福岡市公債	15,000,000	15,068,595	
	1 2 さいたま市公債	10,000,000	10,067,020	
	2 - 1 和歌山県公債	36,500,000	34,998,171	
	2 8 - 1 三重県公債	15,730,000	15,701,843	
	2 9 - 1 三重県公債	33,200,000	33,036,788	
	1 - 1 三重県公債	12,500,000	12,124,262	
地方債証券 合計			740,060,862	

特殊債券	6 2 政保政策投資 C	21, 000, 000	20, 302, 674	
特殊債券	合計		20, 302, 674	
合計			973, 646, 116	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「財形株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022 年 2 月 1 日現在	2023 年 2 月 1 日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,654,827	34,024,014
株式	683,758,830	683,872,080
派生商品評価勘定	161,670	770,130
未収配当金	958,627	1,130,125
前払金	474,500	—
差入委託証拠金	1,023,000	1,402,500
流動資産合計	709,031,454	721,198,849
資産合計	709,031,454	721,198,849
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	686,880	—
前受金	—	848,500
流動負債合計	686,880	848,500
負債合計	686,880	848,500
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	373,861,049	355,371,697
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	334,483,525	364,978,652
元本等合計	708,344,574	720,350,349
純資産合計	708,344,574	720,350,349
負債純資産合計	709,031,454	721,198,849

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2022 年 2 月 2 日 至 2023 年 2 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	2022 年 2 月 1 日現在	2023 年 2 月 1 日現在
1. ※1 期首	2021 年 2 月 2 日	2022 年 2 月 2 日
期首元本額	433,484,542 円	373,861,049 円
期中追加設定元本額	3,259,454 円	9,898,386 円
期中一部解約元本額	62,882,947 円	28,387,738 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
財形株投（一般財形 50）	213,460,659 円	202,045,743 円
財形株投（一般財形 30）	78,972,370 円	75,099,341 円
財形株投（年金・住宅財形 30）	81,428,020 円	78,226,613 円
計	373,861,049 円	355,371,697 円
2. 期末日における受益権の総数	373,861,049 口	355,371,697 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2022 年 2 月 2 日 至 2023 年 2 月 1 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	2023 年 2 月 1 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	2022 年 2 月 1 日現在	2023 年 2 月 1 日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	22,991,649	26,853,906

合計	22,991,649	26,853,906
----	------------	------------

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2021年2月2日から2022年2月1日まで、及び2022年2月2日から2023年2月1日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種 類	2022年2月1日 現在				2023年2月1日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
株価指数 先物取引								
買 建	21,358,000	—	20,834,000	△524,000	32,735,000	—	33,507,000	772,000
合計	21,358,000	—	20,834,000	△524,000	32,735,000	—	33,507,000	772,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年2月1日現在	2023年2月1日現在
1口当たり純資産額	1.8947円	2.0270円
(1万口当たり純資産額)	(18,947円)	(20,270円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘 柄	株 式 数	評価額 (円)		備考
		単 価	金 額	
ニッセイ	400	536.00	214,400	
マルハニチロ	100	2,440.00	244,000	
ミライト・ワン	200	1,550.00	310,000	
I N P E X	1,400	1,434.00	2,007,600	
石油資源開発	100	4,260.00	426,000	
安藤・間	300	852.00	255,600	
コムシスホールディングス	100	2,420.00	242,000	
大成建設	200	4,365.00	873,000	
大 林 組	500	988.00	494,000	

清水建設	500	726.00	363,000
飛島建設	400	1,047.00	418,800
長谷工コーポレーション	200	1,480.00	296,000
鹿島建設	400	1,555.00	622,000
鉄建建設	200	1,825.00	365,000
西松建設	100	3,495.00	349,500
三井住友建設	400	420.00	168,000
大豊建設	100	3,630.00	363,000
奥村組	100	2,997.00	299,700
東鉄工業	100	2,661.00	266,100
戸田建設	300	698.00	209,400
熊谷組	100	2,632.00	263,200
大東建託	100	12,520.00	1,252,000
五洋建設	500	638.00	319,000
住友林業	200	2,393.00	478,600
大和ハウス	600	3,096.00	1,857,600
ライト工業	200	1,877.00	375,400
積水ハウス	700	2,432.50	1,702,750
エクシオグループ	100	2,323.00	232,300
三機工業	300	1,526.00	457,800
日揮ホールディングス	200	1,690.00	338,000
大気社	100	3,440.00	344,000
日比谷総合設備	200	1,960.00	392,000
日清製粉G本社	200	1,608.00	321,600
日本甜菜糖	300	1,667.00	500,100
MIXI	100	2,473.00	247,300
日本M&Aセンターホールデ	500	1,367.00	683,500
エス・エム・エス	200	3,465.00	693,000
パーソルホールディングス	300	2,861.00	858,300
森永製菓	100	3,830.00	383,000
山崎製パン	200	1,513.00	302,600
カルビー	100	2,879.00	287,900
ヤクルト	200	9,220.00	1,844,000
明治ホールディングス	100	6,750.00	675,000
雪印メグミルク	100	1,802.00	180,200
日本ハム	100	3,825.00	382,500
S Foods	100	2,923.00	292,300
システナ	800	414.00	331,200
日鉄ソリューションズ	100	3,305.00	330,500
総合警備保障	100	3,630.00	363,000
カカコム	200	2,185.00	437,000
ディップ	100	3,905.00	390,500
ベネフィット・ワン	200	2,309.00	461,800
エムスリー	500	3,515.00	1,757,500
アウトソーシング	300	998.00	299,400
ディー・エヌ・エー	200	1,802.00	360,400
博報堂DYHLDGS	400	1,388.00	555,200
サッポロホールディングス	100	3,160.00	316,000
アサヒグループホールディン	500	4,273.00	2,136,500

キリンHD	1,000	2,008.00	2,008,000
宝ホールディングス	200	1,051.00	210,200
オエノンホールディングス	1,300	256.00	332,800
コカ・コーラボトラーズ JHD	200	1,345.00	269,000
サントリー食品インター	200	4,345.00	869,000
伊 藤 園	100	4,605.00	460,500
キーコーヒー	200	2,063.00	412,600
ローソン	100	5,170.00	517,000
カワチ薬品	100	2,232.00	223,200
エービーシー・マート	100	7,000.00	700,000
ゲオホールディングス	200	1,869.00	373,800
エディオン	200	1,269.00	253,800
あらた	100	4,175.00	417,500
双日	200	2,586.00	517,200
アルフレッサホールディングス	300	1,605.00	481,500
キッコーマン	200	6,790.00	1,358,000
味の素	600	4,117.00	2,470,200
キューピー	100	2,231.00	223,100
ハウス食品G本社	100	2,737.00	273,700
カゴメ	100	3,165.00	316,500
ニチレイ	200	2,689.00	537,800
横浜冷凍	200	1,082.00	216,400
東洋水産	100	5,360.00	536,000
日清食品HD	100	10,220.00	1,022,000
フジッコ	100	1,857.00	185,700
日本たばこ産業	1,500	2,650.50	3,975,750
ユーグレナ	300	1,040.00	312,000
ヒューリック	600	1,065.00	639,000
神戸物産	200	3,780.00	756,000
ビックカメラ	200	1,211.00	242,200
MonotaRO	400	1,984.00	793,600
J. フロント リテイリング	400	1,207.00	482,800
ドトール・日レスHD	200	1,860.00	372,000
マツキヨココカラ&カンパニー	200	6,460.00	1,292,000
ZOZO	200	3,205.00	641,000
三越伊勢丹HD	400	1,394.00	557,600
ダイワボウHD	100	1,941.00	194,100
シキボウ	300	972.00	291,600
トヨタ紡織	100	1,917.00	191,700
ウエルシアHD	200	2,911.00	582,200
バイタルKSKHD	300	838.00	251,400
すかいらーくHD	400	1,535.00	614,000
日本毛織	300	956.00	286,800
野村不動産HLDGS	200	2,848.00	569,600
オープンハウスグループ	100	4,840.00	484,000
東急不動産HD	900	646.00	581,400
飯田GHD	200	2,128.00	425,600
シップヘルスケアHD	200	2,494.00	498,800
セブン&アイ・HLDGS	900	6,090.00	5,481,000

クリエイト・レストランツ・ホール	200	996.00	199,200	
ツルハホールディングス	100	9,710.00	971,000	
東レ	1,500	792.00	1,188,000	
クラレ	200	1,067.00	213,400	
旭化成	1,300	979.70	1,273,610	
トーカロ	200	1,211.00	242,200	
SUMCO	500	1,945.00	972,500	
コメダホールディングス	200	2,391.00	478,200	
FOOD&LIFE COMPANY	200	2,928.00	585,600	
ホギメディカル	100	3,255.00	325,500	
TIS	300	3,730.00	1,119,000	
コーエーテクモHD	200	2,344.00	468,800	
ネクソン	700	3,120.00	2,184,000	
コロプラ	100	654.00	65,400	
特種東海製紙	100	2,915.00	291,500	
テクマトリックス	100	1,634.00	163,400	
GMOペイメントゲートウェイ	100	12,140.00	1,214,000	
インターネットイニシアティブ	200	2,388.00	477,600	
王子ホールディングス	700	538.00	376,600	
ラクス	200	1,768.00	353,600	
レンゴー	300	915.00	274,500	
マネーフォワード	100	4,855.00	485,500	
レゾナック・ホールディング	200	2,210.00	442,000	
住友化学	1,900	496.00	942,400	
日産化学	100	6,040.00	604,000	
日本曹達	100	4,215.00	421,500	
東ソー	300	1,686.00	505,800	
大阪ソーダ	100	4,145.00	414,500	
デンカ	100	2,694.00	269,400	
イビデン	200	5,120.00	1,024,000	
信越化学	400	19,255.00	7,702,000	
エア・ウォーター	300	1,575.00	472,500	
日本酸素HLDGS	300	2,126.00	637,800	
日本触媒	100	5,490.00	549,000	
カネカ	100	3,380.00	338,000	
協和キリン	300	2,897.00	869,100	
三菱瓦斯化学	200	1,888.00	377,600	
三井化学	200	3,055.00	611,000	
JSR	300	2,892.00	867,600	
三菱ケミカルグループ	1,300	724.70	942,110	
KHネオケム	100	2,735.00	273,500	
ダイセル	400	962.00	384,800	
住友ベークライト	100	4,175.00	417,500	
積水化学	500	1,802.00	901,000	
日本ゼオン	300	1,222.00	366,600	
アイカ工業	100	3,075.00	307,500	
野村総合研究所	500	3,090.00	1,545,000	

電通グループ	300	4,130.00	1,239,000
日油	100	5,500.00	550,000
花 王	600	5,174.00	3,104,400
武田薬品	2,100	4,075.00	8,557,500
アステラス製薬	2,300	1,902.00	4,374,600
住友ファーマ	200	878.00	175,600
塩野義製薬	300	6,203.00	1,860,900
日本新薬	100	6,700.00	670,000
中外製薬	800	3,325.00	2,660,000
エーザイ	300	8,019.00	2,405,700
ロート製薬	400	2,374.00	949,600
小野薬品	500	2,863.00	1,431,500
久光製薬	100	4,025.00	402,500
参天製薬	600	1,007.00	604,200
ツムラ	100	2,758.00	275,800
テ ル モ	800	3,746.00	2,996,800
HUグループHD	100	2,752.00	275,200
栄研化学	100	1,608.00	160,800
J C Rファーマ	100	1,636.00	163,600
ゼリア新薬工業	100	2,181.00	218,100
第一三共	2,100	4,094.00	8,597,400
大塚ホールディングス	500	4,153.00	2,076,500
ペプチドリーム	200	1,973.00	394,600
日本ペイントHOLD	1,100	1,177.00	1,294,700
関西ペイント	300	1,794.00	538,200
中国塗料	300	1,042.00	312,600
オリエンタルランド	300	21,560.00	6,468,000
ダスキン	100	2,985.00	298,500
パーク24	200	2,189.00	437,800
明光ネットワークジャパン	500	613.00	306,500
フジ・メディア・HD	100	1,081.00	108,100
オービック	100	20,580.00	2,058,000
ジャストシステム	100	3,205.00	320,500
Zホールディングス	4,100	369.30	1,514,130
ビー・エム・エル	100	3,210.00	321,000
トレンドマイクロ	200	6,260.00	1,252,000
ユー・エス・エス	300	2,129.00	638,700
伊藤忠テクノソリューションズ	200	3,120.00	624,000
サイバーエージェント	700	1,204.00	842,800
楽天グループ	1,400	667.00	933,800
大塚商会	200	4,310.00	862,000
デジタルガレージ	100	4,575.00	457,500
サワイグループHD	100	4,015.00	401,500
富士フイルムHLDGS	500	6,790.00	3,395,000
コニカミノルタ	700	540.00	378,000
資 生 堂	500	6,640.00	3,320,000
ライオン	300	1,425.00	427,500
高砂香料	100	2,584.00	258,400
マンダム	200	1,447.00	289,400

ミルボン	100	5,620.00	562,000
ファンケル	100	2,615.00	261,500
コーセー	100	14,060.00	1,406,000
コニシ	200	1,806.00	361,200
小林製薬	100	9,190.00	919,000
荒川化学工業	200	993.00	198,600
タカラバイオ	100	1,728.00	172,800
デクセリアルズ	100	2,741.00	274,100
出光興産	300	3,225.00	967,500
ENEOSホールディングス	3,300	464.00	1,531,200
コスモエネルギーHLDGS	100	3,615.00	361,500
インフロンHD	300	1,031.00	309,300
横浜ゴム	200	2,135.00	427,000
TOYO TIRE	200	1,552.00	310,400
ブリヂストン	800	4,829.00	3,863,200
住友ゴム	200	1,161.00	232,200
三ツ星ベルト	100	3,700.00	370,000
バンドー化学	400	1,018.00	407,200
AGC	300	4,730.00	1,419,000
住友大阪セメント	100	3,380.00	338,000
太平洋セメント	200	2,208.00	441,600
東海カーボン	400	1,119.00	447,600
ノリタケ	100	4,170.00	417,000
TOTO	200	4,600.00	920,000
日本碍子	200	1,788.00	357,600
日本特殊陶業	300	2,580.00	774,000
ニチアス	100	2,459.00	245,900
日本製鉄	1,100	2,719.00	2,990,900
神戸製鋼所	500	699.00	349,500
JFEホールディングス	600	1,723.00	1,033,800
東京製鐵	200	1,397.00	279,400
大和工業	100	4,980.00	498,000
大同特殊鋼	100	4,890.00	489,000
日本製鋼所	100	2,727.00	272,700
日本軽金属HD	100	1,467.00	146,700
三井金属	100	3,410.00	341,000
三菱マテリアル	100	2,213.00	221,300
住友鉱山	300	5,272.00	1,581,600
DOWAホールディングス	100	4,495.00	449,500
古河電工	100	2,512.00	251,200
住友電工	800	1,553.00	1,242,400
フジクラ	500	965.00	482,500
しずおかフィナンシャル	400	1,099.00	439,600
ちゅうぎんフィナンシャ	200	935.00	187,000
アサヒHD	200	1,967.00	393,400
横河ブリッジHLDGS	100	2,019.00	201,900
三和ホールディングス	200	1,369.00	273,800
LIXIL	400	2,117.00	846,800
リンナイ	100	9,990.00	999,000

パイオラックス	100	1,764.00	176,400
日本発条	400	908.00	363,200
三浦工業	100	3,185.00	318,500
タクマ	200	1,264.00	252,800
テクノプロ・ホールディング	200	4,070.00	814,000
ジャパンマテリアル	100	2,376.00	237,600
リクルートホールディングス	1,900	4,259.00	8,092,100
アマダ	100	1,148.00	114,800
牧野フライス	100	4,695.00	469,500
オーエスジー	200	2,020.00	404,000
旭ダイヤモンド	600	745.00	447,000
DMG森精機	200	1,953.00	390,600
ソディック	300	754.00	226,200
豊田自動織機	200	7,870.00	1,574,000
やまびこ	200	1,129.00	225,800
ナブテスコ	200	3,700.00	740,000
SMC	100	65,820.00	6,582,000
サトーホールディングス	100	2,110.00	211,000
技研製作所	100	2,889.00	288,900
小松製作所	1,100	3,128.00	3,440,800
日立建機	100	3,015.00	301,500
クボタ	1,300	1,923.50	2,500,550
新東工業	300	718.00	215,400
渋谷工業	100	2,481.00	248,100
荏原製作所	100	5,420.00	542,000
ダイキン工業	300	22,445.00	6,733,500
栗田工業	200	5,790.00	1,158,000
アネスト岩田	200	869.00	173,800
ダイフク	100	7,070.00	707,000
フジテック	100	3,125.00	312,500
CKD	100	2,035.00	203,500
SANKYO	100	5,300.00	530,000
アマノ	100	2,333.00	233,300
ブラザー工業	300	1,984.00	595,200
グローリー	100	2,244.00	224,400
セガサミーホールディングス	300	2,046.00	613,800
リケン	100	2,460.00	246,000
ツバキ・ナカシマ	200	1,123.00	224,600
ホシザキ	200	4,600.00	920,000
日本精工	300	731.00	219,300
N T N	700	268.00	187,600
ジェイテクト	200	963.00	192,600
ミネベアミツミ	500	2,258.00	1,129,000
T H K	200	2,725.00	545,000
キッツ	400	820.00	328,000
日立	1,200	6,706.00	8,047,200
東芝	500	4,488.00	2,244,000
三菱電機	2,400	1,424.50	3,418,800
富士電機	200	5,210.00	1,042,000

安川電機	300	5,050.00	1,515,000
明 電 舎	200	1,884.00	376,800
ジャパンエレベーターSHD	100	1,816.00	181,600
マキタ	300	3,275.00	982,500
マブチモーター	100	3,710.00	371,000
日本電産	600	7,162.00	4,297,200
ダブル・スコープ	100	1,451.00	145,100
ダイヘン	100	4,175.00	417,500
JVCケンウッド	1,000	368.00	368,000
オムロン	200	7,449.00	1,489,800
日東工業	200	2,416.00	483,200
ジーエス・ユアサ コーポ	100	2,276.00	227,600
日本電気	400	4,840.00	1,936,000
富 士 通	300	18,505.00	5,551,500
沖 電 気	400	733.00	293,200
ルネサスエレクトロニクス	1,600	1,357.00	2,171,200
セイコーエプソン	400	1,890.00	756,000
ワコム	400	686.00	274,400
アルバック	100	5,980.00	598,000
日本信号	300	1,029.00	308,700
パナソニック ホールディング	2,900	1,192.50	3,458,250
シャープ	300	1,079.00	323,700
アンリツ	200	1,234.00	246,800
富士通ゼネラル	100	3,640.00	364,000
ソニーグループ	1,700	11,470.00	19,499,000
T D K	400	4,675.00	1,870,000
アルプスアルパイン	200	1,390.00	278,000
横河電機	300	2,268.00	680,400
アズビル	200	3,660.00	732,000
日本光電工業	200	3,335.00	667,000
堀場製作所	100	6,010.00	601,000
アドバンテスト	200	9,570.00	1,914,000
キーエンス	200	59,580.00	11,916,000
シスメックス	200	8,560.00	1,712,000
デンソー	500	7,001.00	3,500,500
イリソ電子工業	100	4,335.00	433,500
オプテックスグループ	100	2,124.00	212,400
レーザーテック	100	22,020.00	2,202,000
スタンレー電気	200	2,780.00	556,000
ウシオ電機	200	1,703.00	340,600
日本セラミック	100	2,435.00	243,500
日本電子	100	3,765.00	376,500
カ シ オ	200	1,330.00	266,000
ファナック	200	22,800.00	4,560,000
ロ ー ム	100	10,470.00	1,047,000
浜松ホトニクス	200	6,840.00	1,368,000
新光電気工業	100	3,735.00	373,500
京 セ ラ	400	6,709.00	2,683,600
太陽誘電	100	4,380.00	438,000

村田製作所	800	7,397.00	5,917,600
日東電工	200	8,300.00	1,660,000
ニチコン	200	1,275.00	255,000
日立造船	400	856.00	342,400
三菱重工業	400	5,072.00	2,028,800
川崎重工業	200	2,972.00	594,400
I H I	200	3,910.00	782,000
名村造船所	400	404.00	161,600
F P G	300	1,228.00	368,400
全国保証	100	4,935.00	493,500
めぶきフィナンシャルG	800	334.00	267,200
東京きらぼしFG	100	2,897.00	289,700
九州フィナンシャルG	100	473.00	47,300
かんぽ生命保険	200	2,332.00	466,400
ゆうちょ銀行	300	1,158.00	347,400
コンコルディア・フィナンシャル	1,000	564.00	564,000
日産自動車	3,100	467.80	1,450,180
いすゞ自動車	800	1,638.00	1,310,400
トヨタ自動車	13,000	1,903.00	24,739,000
日野自動車	500	564.00	282,000
三菱自動車工業	1,000	514.00	514,000
新明和工業	200	1,057.00	211,400
極東開発工業	200	1,476.00	295,200
トピー工業	200	1,688.00	337,600
タチエス	200	1,208.00	241,600
プレス工業	700	450.00	315,000
太平洋工業	200	1,069.00	213,800
アイシン	200	3,785.00	757,000
マ ツ ダ	800	1,065.00	852,000
本田技研	1,900	3,238.00	6,152,200
スズキ	500	4,834.00	2,417,000
S U B A R U	700	2,165.00	1,515,500
ヤマハ発動機	400	3,215.00	1,286,000
小糸製作所	400	2,160.00	864,000
豊田合成	100	2,144.00	214,400
シマノ	100	22,975.00	2,297,500
おきなわFG	100	2,373.00	237,300
プロクレアホールディングス	100	2,326.00	232,600
良品計画	300	1,413.00	423,900
第一興商	100	3,970.00	397,000
メディパルHD	300	1,714.00	514,200
コーナン商事	100	3,305.00	330,500
ネットワンシステムズ	200	3,485.00	697,000
パンパシフィックHD	600	2,404.00	1,442,400
ゼンショーホールディングス	200	3,305.00	661,000
日本ライフライン	300	941.00	282,300
ユナイテッドアローズ	100	1,746.00	174,600
ハイデイ日高	200	2,067.00	413,400
コロワイド	200	1,837.00	367,400

スギホールディングス	100	5,740.00	574,000
島津製作所	400	3,985.00	1,594,000
東京精密	100	4,470.00	447,000
ニコン	400	1,266.00	506,400
トプコン	200	1,620.00	324,000
オリンパス	1,400	2,439.00	3,414,600
SCREENホールディングス	100	10,060.00	1,006,000
HOYA	500	13,785.00	6,892,500
朝日インテック	300	2,239.00	671,700
キヤノン	1,300	2,869.00	3,729,700
リコー	800	1,011.00	808,800
メニコン	100	2,837.00	283,700
前田工織	100	3,305.00	330,500
バンダイナムコHLDGS	200	8,710.00	1,742,000
エイベックス	200	1,762.00	352,400
タカラトミー	200	1,265.00	253,000
凸版印刷	400	2,094.00	837,600
大日本印刷	300	3,040.00	912,000
藤森工業	100	3,315.00	331,500
アシックス	300	3,205.00	961,500
ヤマハ	200	4,975.00	995,000
ピジヨン	200	2,045.00	409,000
任天堂	1,600	5,580.00	8,928,000
ニフコ	100	3,335.00	333,500
オカムラ	200	1,394.00	278,800
伊藤忠	1,600	4,176.00	6,681,600
丸紅	2,000	1,603.00	3,206,000
豊田通商	200	5,520.00	1,104,000
三井物産	2,000	3,864.00	7,728,000
東京エレクトロン	200	46,130.00	9,226,000
スターゼン	100	2,140.00	214,000
セイコーグループ	100	2,955.00	295,500
住友商事	1,500	2,328.00	3,492,000
BIPROGY	100	3,300.00	330,000
三菱商事	1,700	4,363.00	7,417,100
キヤノンマーケティングJPN	100	3,085.00	308,500
ユアサ商事	100	3,630.00	363,000
神鋼商事	100	5,890.00	589,000
阪和興業	100	4,175.00	417,500
ニプロ	200	1,031.00	206,200
岩谷産業	100	5,580.00	558,000
三愛オブリ	100	1,341.00	134,100
稲畑産業	100	2,503.00	250,300
ゴールドウイン	100	9,860.00	986,000
ユニ・チャーム	500	4,909.00	2,454,500
デサント	100	3,635.00	363,500
ワキタ	300	1,203.00	360,900
ヤマトインターナショナル	700	250.00	175,000
サンリオ	100	4,925.00	492,500

モスフード サービス	200	3,060.00	612,000
加賀電子	100	4,350.00	435,000
木曽路	200	2,123.00	424,600
上新電機	100	1,959.00	195,900
日本瓦斯	200	1,955.00	391,000
ロイヤルホールディングス	200	2,427.00	485,400
リンガーハット	200	2,245.00	449,000
高 島 屋	200	1,802.00	360,400
丸井グループ	200	2,171.00	434,200
クレディセゾン	200	1,682.00	336,400
アクシアル リテイリング	100	3,500.00	350,000
イオン	900	2,648.50	2,383,650
ケーズホールディングス	300	1,129.00	338,700
S B I 新生銀行	100	2,403.00	240,300
あおぞら銀行	100	2,570.00	257,000
三菱UFJフィナンシャルG	15,800	948.50	14,986,300
りそなホールディングス	3,400	710.00	2,414,000
三井住友トラストHD	500	4,714.00	2,357,000
三井住友フィナンシャルG	1,600	5,679.00	9,086,400
千葉銀行	700	969.00	678,300
山形銀行	200	1,250.00	250,000
岩手銀行	100	2,176.00	217,600
東邦銀行	900	241.00	216,900
ふくおかフィナンシャルG	200	2,947.00	589,400
スルガ銀行	500	421.00	210,500
八十二銀行	400	562.00	224,800
大垣共立銀行	200	1,915.00	383,000
福井銀行	200	1,658.00	331,600
京都銀行	100	6,130.00	613,000
大分銀行	100	2,184.00	218,400
宮崎銀行	100	2,650.00	265,000
佐賀銀行	300	1,841.00	552,300
琉球銀行	400	954.00	381,600
みずほフィナンシャルG	3,400	2,039.50	6,934,300
みずほリース	100	3,405.00	340,500
東京センチュリー	100	4,495.00	449,500
S B I ホールディングス	400	2,734.00	1,093,600
日本証券金融	400	1,155.00	462,000
アイフル	800	387.00	309,600
名古屋銀行	100	3,545.00	354,500
栃木銀行	1,600	308.00	492,800
イオンフィナンシャルサービス	200	1,303.00	260,600
ア コ ム	600	316.00	189,600
ジャックス	100	4,120.00	412,000
オリックス	1,500	2,267.50	3,401,250
三菱HCキャピタル	400	661.00	264,400
ジャフコ グループ	200	2,251.00	450,200
トモニホールディングス	700	394.00	275,800
大和証券G本社	1,600	607.00	971,200

野村ホールディングス	3,600	511.00	1,839,600
丸三証券	500	423.00	211,500
いちよし証券	600	619.00	371,400
SOMPOホールディングス	400	5,618.00	2,247,200
日本取引所グループ	700	1,940.50	1,358,350
マネックスG	400	469.00	187,600
フィデアホール	400	1,471.00	588,400
池田泉州HD	1,500	249.00	373,500
MS & AD	400	4,202.00	1,680,800
第一生命HLDGS	1,200	3,062.00	3,674,400
東京海上HD	2,400	2,751.00	6,602,400
T & Dホールディングス	700	2,083.00	1,458,100
三井不動産	1,100	2,423.00	2,665,300
三菱地所	1,500	1,665.00	2,497,500
平和不動産	100	3,535.00	353,500
東京建物	300	1,589.00	476,700
住友不動産	400	3,125.00	1,250,000
リログループ	200	2,186.00	437,200
イオンモール	200	1,816.00	363,200
東武鉄道	300	3,025.00	907,500
相鉄ホールディングス	100	2,187.00	218,700
東急	700	1,631.00	1,141,700
京浜急行	400	1,315.00	526,000
小田急電鉄	400	1,662.00	664,800
京王電鉄	100	4,650.00	465,000
京成電鉄	200	3,710.00	742,000
東日本旅客鉄道	400	7,020.00	2,808,000
西日本旅客鉄道	300	5,256.00	1,576,800
東海旅客鉄道	200	15,520.00	3,104,000
西武ホールディングス	400	1,453.00	581,200
西日本鉄道	100	2,365.00	236,500
近鉄グループHLDGS	300	4,160.00	1,248,000
阪急阪神HLDGS	300	3,820.00	1,146,000
南海電鉄	100	2,751.00	275,100
京阪ホールディングス	100	3,415.00	341,500
名古屋鉄道	200	2,117.00	423,400
山陽電鉄	100	2,169.00	216,900
ヤマトホールディングス	300	2,248.00	674,400
山 九	100	5,130.00	513,000
センコーグループHLDGS	300	1,000.00	300,000
日立物流	100	8,900.00	890,000
日本郵船	600	3,175.00	1,905,000
商船三井	400	3,290.00	1,316,000
川崎汽船	300	2,813.00	843,900
飯野海運	300	946.00	283,800
九州旅客鉄道	200	2,890.00	578,000
SGホールディングス	500	1,993.00	996,500
NIPPON EXPRESS	100	7,450.00	745,000
日本航空	600	2,744.00	1,646,400

ANAホールディングス	600	2,873.50	1,724,100
三菱倉庫	100	3,070.00	307,000
三井倉庫HOLD	100	3,705.00	370,500
住友倉庫	100	1,991.00	199,100
上組	100	2,651.00	265,100
TBSホールディングス	200	1,522.00	304,400
日本テレビHLD S	100	1,044.00	104,400
日本電信電話	3,100	3,886.00	12,046,600
KDDI	1,900	4,038.00	7,672,200
ソフトバンク	4,000	1,485.50	5,942,000
GMOインターネットグループ	200	2,579.00	515,800
KADOKAWA	200	2,398.00	479,600
東京電力HD	2,100	478.00	1,003,800
中部電力	800	1,387.00	1,109,600
関西電力	800	1,218.00	974,400
中国電力	400	677.00	270,800
北陸電力	400	522.00	208,800
東北電力	500	646.00	323,000
九州電力	600	708.00	424,800
北海道電力	400	473.00	189,200
電源開発	200	2,106.00	421,200
レノバ	100	2,242.00	224,200
東京瓦斯	500	2,868.00	1,434,000
大阪瓦斯	400	2,095.00	838,000
東邦瓦斯	200	2,482.00	496,400
西部ガスHLDG S	100	1,772.00	177,200
静岡ガス	300	1,119.00	335,700
東宝	200	4,765.00	953,000
NTTデータ	800	1,991.00	1,592,800
共立メンテナンス	100	5,880.00	588,000
イチネンホールディングス	200	1,289.00	257,800
DTS	100	3,155.00	315,500
スクウェア・エニックス・HD	100	6,060.00	606,000
カプコン	300	4,160.00	1,248,000
日本空港ビルデング	100	6,670.00	667,000
SCSK	200	1,963.00	392,600
日本管財	100	2,520.00	252,000
セコム	200	7,645.00	1,529,000
メイテック	300	2,446.00	733,800
TKC	100	3,670.00	367,000
NSD	200	2,233.00	446,600
コナミグループ	100	6,310.00	631,000
ベネッセホールディングス	100	1,969.00	196,900
イオンディライト	100	3,055.00	305,500
ダイセキ	100	4,340.00	434,000
ヤマダホールディングス	1,100	467.00	513,700
アークランズ	200	1,438.00	287,600
ニトリホールディングス	100	17,025.00	1,702,500
吉野家ホールディングス	200	2,385.00	477,000

加藤産業	100	3,575.00	357,500	
イエローハット	200	1,738.00	347,600	
因幡電機産業	100	2,772.00	277,200	
バローホールディングス	100	1,860.00	186,000	
ミスミグループ本社	400	3,295.00	1,318,000	
ソフトバンクグループ	1,400	6,254.00	8,755,600	
スズケン	100	3,400.00	340,000	
サンドラッグ	100	3,685.00	368,500	
合計			683,872,080	

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条の 3 及び第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間(2023 年 2 月 2 日から 2023 年 8 月 1 日まで) の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2023 年 9 月 15 日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山 範之
-------------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内 知明
-------------------------	-------	-------

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形株投（一般財形50）の2023年2月2日から2023年8月1日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、財形株投（一般財形50）の2023年8月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年2月2日から2023年8月1日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

財形株投（一般財形 50）

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2023 年 8 月 1 日現在 金 額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	64,690,780
親投資信託受益証券	851,077,514
未収入金	2,000,000
流動資産合計	917,768,294
資産合計	917,768,294
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	238,593
未払委託者報酬	1,861,323
その他未払費用	23,761
流動負債合計	2,123,677
負債合計	2,123,677
純資産の部	
元本等	
元本	※1 718,520,056
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	197,124,561
（分配準備積立金）	137,459,822
元本等合計	915,644,617
純資産合計	915,644,617
負債純資産合計	917,768,294

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 2 月 2 日 至 2023 年 8 月 1 日 金 額 (円)
営業収益	
受取利息	137
有価証券売買等損益	80,532,316
営業収益合計	80,532,453
営業費用	
支払利息	14,320
受託者報酬	238,593
委託者報酬	1,861,323
その他費用	23,761
営業費用合計	2,137,997
営業利益又は営業損失 (△)	78,394,456
経常利益又は経常損失 (△)	78,394,456
中間純利益又は中間純損失 (△)	78,394,456
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	1,924,019
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	121,063,188
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,674,798
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	5,674,798
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,083,862
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	6,083,862
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	197,124,561

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 2 月 2 日 至 2023 年 8 月 1 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2023 年 8 月 1 日現在
1. ※1 期首元本額	729,750,828 円
期中追加設定元本額	25,317,390 円
期中一部解約元本額	36,548,162 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	718,520,056 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 2 月 2 日 至 2023 年 8 月 1 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2023 年 8 月 1 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2023 年 8 月 1 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	当中間計算期間末 2023 年 8 月 1 日現在
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1. 2743 円 (12, 743 円)

(参考)

当ファンドは、「財形公社債マザーファンド」受益証券、「財形株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「財形公社債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年8月1日現在 金 額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	81,155,908
国債証券	182,948,030
地方債証券	781,383,233
特殊債券	20,460,342
未収利息	646,791
前払費用	284
流動資産合計	1,066,594,588
資産合計	1,066,594,588
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	803,042,988
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	263,551,600
元本等合計	1,066,594,588
純資産合計	1,066,594,588
負債純資産合計	1,066,594,588

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 2 月 2 日 至 2023 年 8 月 1 日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び特殊債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 8 月 1 日現在
1. ※1 期首	2023 年 2 月 2 日
期首元本額	803,042,988 円
期中追加設定元本額	- 円
期中一部解約元本額	- 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
財形株投（一般財形 50）	297,492,055 円
財形株投（一般財形 30）	242,272,955 円
財形株投（年金・住宅財形 30）	263,277,978 円
計	803,042,988 円
2. 期末日における受益権の総数	803,042,988 口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 8 月 1 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2023 年 8 月 1 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	2023 年 8 月 1 日現在
1 口当たり純資産額	1.3282 円
(1 万口当たり純資産額)	(13,282 円)

「財形株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023 年 8 月 1 日現在 金 額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	64,056,101
株式	726,394,440
派生商品評価勘定	1,783,890
未収配当金	969,303
差入委託証拠金	2,379,000
流動資産合計	795,582,734
資産合計	795,582,734
負債の部	
流動負債	
前受金	1,617,750
未払解約金	5,000,000
流動負債合計	6,617,750
負債合計	6,617,750
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	324,669,506
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	464,295,478
元本等合計	788,964,984
純資産合計	788,964,984
負債純資産合計	795,582,734

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 2 月 2 日 至 2023 年 8 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 8 月 1 日現在
1. ※1 期首 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額 期末元本額の内訳 ファンド名 財形株投（一般財形 50） 財形株投（一般財形 30） 財形株投（年金・住宅財形 30） 計	2023 年 2 月 2 日 355,371,697 円 - 円 30,702,191 円 187,625,434 円 65,052,130 円 71,991,942 円 324,669,506 円
2. 期末日における受益権の総数	324,669,506 口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 8 月 1 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券

区分	2023 年 8 月 1 日現在
	重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種類	2023 年 8 月 1 日現在			
	契約額等 (円)	うち 1 年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引				
株価指数 先物取引				
買建	58,884,250	-	60,671,000	1,786,750
合計	58,884,250	-	60,671,000	1,786,750

(注)

1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2023 年 8 月 1 日現在
1口当たり純資産額	2.4301 円
(1 万口当たり純資産額)	(24,301 円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2023年8月31日

I 資産総額	914,522,094 円
II 負債総額	11,025,884 円
III 純資産総額 (I - II)	903,496,210 円
IV 発行済数量	710,393,987 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.2718 円

(参考) 財形公社債マザーファンド

純資産額計算書

2023年8月31日

I 資産総額	1,065,807,630 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	1,065,807,630 円
IV 発行済数量	803,042,988 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.3272 円

(参考) 財形株式マザーファンド

純資産額計算書

2023年8月31日

I 資産総額	788,002,794 円
II 負債総額	4,080,600 円
III 純資産総額 (I - II)	783,922,194 円
IV 発行済数量	323,421,793 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	2.4238 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2023 年 8 月末日現在

資本金の額 151 億 7,427 万 2,500 円

発行可能株式総数 799 万 9,980 株

発行済株式総数 260 万 8,525 株

過去 5 年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4 名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2023年8月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	94	309,378
追加型株式投資信託	768	24,217,945
株式投資信託 合計	862	24,527,323
単位型公社債投資信託	104	179,827
追加型公社債投資信託	14	1,548,010
公社債投資信託 合計	118	1,727,837
総合計	980	26,255,160

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023 年 5 月 26 日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	間瀬 友未
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	深井 康治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2022年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,168	1,982
有価証券	486	346
前払費用	332	393
未収委託者報酬	13,811	12,525
未収収益	52	47
関係会社短期貸付金	24,900	22,100
その他	45	59
流動資産計	42,799	37,455
固定資産		
有形固定資産	※1 203	※1 196
建物	4	3
器具備品	198	193
無形固定資産	1,770	1,482
ソフトウェア	1,738	1,351
ソフトウェア仮勘定	31	131
投資その他の資産	16,617	13,824
投資有価証券	10,755	8,260
関係会社株式	3,705	3,475
出資金	177	177
長期差入保証金	1,067	1,066
繰延税金資産	885	824
その他	26	20
固定資産計	18,591	15,503
資産合計	61,390	52,959

(単位:百万円)

	前事業年度 (2022年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	65	101
未払金	9,856	5,874
未払収益分配金	26	38
未払償還金	12	12
未払手数料	4,917	4,525
その他未払金 ※2	4,900	1,297
未払費用	4,246	3,987
未払法人税等	980	560
未払消費税等	1,016	327
賞与引当金	866	692
その他	2	2
流動負債計	17,033	11,545
固定負債		
退職給付引当金	2,399	2,276
役員退職慰労引当金	13	51
その他	1	0
固定負債計	2,415	2,329
負債合計	19,449	13,874
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,925	11,505
利益剰余金合計	14,299	11,879
株主資本合計	40,969	38,549
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	971	534
評価・換算差額等合計	971	534
純資産合計	41,941	39,084
負債・純資産合計	61,390	52,959

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	74,402	69,845
その他営業収益	545	559
営業収益計	74,948	70,405
営業費用		
支払手数料	31,234	29,405
広告宣伝費	650	662
調査費	9,104	9,638
調査費	1,252	1,469
委託調査費	7,851	8,169
委託計算費	1,729	1,783
営業雑経費	2,051	1,658
通信費	189	181
印刷費	468	468
協会費	46	51
諸会費	15	17
その他営業雑経費	1,331	939
営業費用計	44,768	43,147
一般管理費		
給料	5,948	5,788
役員報酬	306	317
給料・手当	4,281	4,369
賞与	493	409
賞与引当金繰入額	866	692
福利厚生費	867	874
交際費	46	66
旅費交通費	48	95
租税公課	527	476
不動産賃借料	1,300	1,300
退職給付費用	408	488
役員退職慰労引当金繰入額	10	38
固定資産減価償却費	606	625
諸経費	1,864	2,193
一般管理費計	11,628	11,946
営業利益	18,551	15,310

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	327	286
有価証券償還益	40	150
その他	264	171
営業外収益計	631	608
営業外費用		
投資有価証券売却損	59	244
有価証券償還損	0	2
その他	34	31
営業外費用計	93	277
経常利益	19,089	15,642
特別損失		
関係会社整理損失	-	229
投資有価証券評価損	331	257
特別損失計	331	486
税引前当期純利益	18,757	15,155
法人税、住民税及び事業税	5,950	4,589
法人税等調整額	69	248
法人税等合計	6,019	4,838
当期純利益	12,738	10,317

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 9,388	△ 9,388	△ 9,388
当期純利益	-	-	-	12,738	12,738	12,738
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,350	3,350	3,350
当期末残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	947	947	38,566
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 9,388
当期純利益	-	-	12,738
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	24	24	24
当期変動額合計	24	24	3,374
当期末残高	971	971	41,941

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 12,737	△ 12,737	△ 12,737
当期純利益	-	-	-	10,317	10,317	10,317
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△ 2,419	△ 2,419	△ 2,419
当期末残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	971	971	41,941
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 12,737
当期純利益	-	-	10,317
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 436	△ 436	△ 436
当期変動額合計	△ 436	△ 436	△ 2,856
当期末残高	534	534	39,084

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	15～18 年
器具備品	4～20 年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)
該当事項はありません。

(会計方針の変更に関する注記)
(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	37 百万円	38 百万円
器具備品	283 百万円	296 百万円

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
未払金	4,694 百万円	1,178 百万円

3 保証債務

前事業年度(2022年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management(Singapore)Ltd. の債務 1,900 百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2023年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management(Singapore)Ltd. の債務 2,112 百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	9,388	3,599	2021年 3月31日	2021年 6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①剰余金の配当の総額 12,737百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 4,883円
- ④基準日 2022年3月31日
- ⑤効力発生日 2022年6月24日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	12,737	4,883	2022年 3月31日	2022年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①剰余金の配当の総額 10,316百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 3,955円
- ④基準日 2023年3月31日
- ⑤効力発生日 2023年6月27日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主にグループ通算制度における通算親法人へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

(i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2022年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	66	—	—	66
資産合計	66	—	—	66

当事業年度（2023年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	57	7,882	—	7,939
資産合計	57	7,882	—	7,939

（2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式等	666	666
子会社株式	1,677	1,448
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2022年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,677百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2023年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,448百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2022年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	66	55	11
(2) その他	6,755	4,917	1,838
小計	6,822	4,972	1,850
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,753	4,208	△454
小計	3,753	4,208	△454
合計	10,575	9,180	1,395

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	57	55	1
（２）その他	5,084	3,923	1,161
小計	5,141	3,978	1,163
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,798	3,190	△392
小計	2,798	3,190	△392
合計	7,939	7,168	△771

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
（１）株式	-	-	-
（２）その他 証券投資信託	1,719	327	59
合計	1,719	327	59

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
（１）株式	-	-	-
（２）その他 証券投資信託	2,359	296	244
合計	2,359	296	244

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について331百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について257百万円、関係会社株式について229百万円の減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,452百万円	2,399百万円
勤務費用	152	150
退職給付の支払額	△ 303	△ 322
その他	98	48
退職給付債務の期末残高	2,399	2,276

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,399 百万円	2,276 百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,399	2,276
退職給付引当金	2,399	2,276
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,399	2,276

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	152 百万円	150 百万円
その他	67	153
確定給付制度に係る退職給付費用	219	303

(注) その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度189百万円、当事業年度184百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2022年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	734	697
賞与引当金	227	182
投資有価証券評価損	144	177
関係会社株式評価損	—	155
未払事業税	213	114
出資金評価損	94	94
システム関連費用	111	68
その他	437	309
繰延税金資産小計	1,963	1,799
評価性引当額	△ 356	△ 459
繰延税金資産合計	1,607	1,339
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 562	△ 356
連結法人間取引（譲渡益）	△ 159	△ 159
繰延税金負債合計	△ 722	△ 515
繰延税金資産の純額	885	824

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2022年 3 月 31 日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2023年 3 月 31 日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021年 8 月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 69,845 百万円、その他 559 百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) の 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有100.0	あり	経営管理	資金の貸付	19,000	関係会社短期貸付金	24,900
								利息の受取 (注)	0	受取利息関係会社	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有100.0	あり	経営管理	資金の貸付	17,100	関係会社短期貸付金	22,100
								利息の受取 (注)	0	受取利息関係会社	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,900	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行

行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証(注)	2,112	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料(注2)	15,348	未払手数料	3,028
						本社ビルの管理	不動産の賃借料(注3)	1,062	長期差入保証金	1,054
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守(注4)	1,065	未払費用	91

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親 会社をも つ会社	大和証券(株)	東京都 千代田区	100,000	金融商品 取引業	-	証券投資信託 受益証券の募 集販売	証券投資信託 の代行手 数料（注 2）	13,072	未払手数料	2,663
						本社ビルの管 理	不動産の賃 借料（注 3）	1,062	長期差入保 証金	1,054
同一の親 会社をも つ会社	㈱大和総研	東京都 江東区	3,898	情報サー ビス業	-	ソフトウェ アの開発・ 保守	ソフトウェ アの購入・ 保守 （注 4）	883	未払費用	81

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1） 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注2） 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

（注3） 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

（注4） ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1 株当たり情報）

前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
1 株当たり純資産額	16,078.50円	1 株当たり純資産額	14,983.42円
1 株当たり当期純利益	4,883.43円	1 株当たり当期純利益	3,955.35円

（注1）潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注2）1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
当期純利益（百万円）	12,738	10,317
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実
訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

(財形株投（一般財形50）)

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第17条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として、安定運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

財形公社債マザーファンド受益証券および財形株式マザーファンド受益証券ならびに内外の公社債およびわが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として財形公社債マザーファンド受益証券および内外の公社債への投資により安定した収益の確保をはかり、主として財形株式マザーファンド受益証券およびわが国の株式への投資により信託財産の成長をめざします。

財形株式マザーファンド受益証券および株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の50%としたうえ、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合の制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

② 新株引受権証券等への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 同一銘柄の株式への実質投資割合の制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合の制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥ 外貨建資産への実質投資割合の制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

⑦ 有価証券先物取引等の範囲

有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行ないます。

⑧ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第20条の2の範囲で行ないます。

3. 収益分配方針

① 分配対象額は、利息等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額から、原則として、利息等収益を中心に安定的に分配します。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(財形株投（一般財形50）)
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金1,000万円～50億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 6条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口～50億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託金および基準価額の計算方法)

第 7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、2007年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）に当該申請の手続を委任することができます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 指定販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める「勤労者財産形成貯蓄約款」に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができます。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第11条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第11条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第12条 (削 除)

第13条 (削 除)

第14条 (削 除)

第15条 (削 除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された財形公社債マザーファンドの受益証券および財形株式マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、財形株式マザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形株式マザーファンドの受益証券の時価総額に、財形株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額

が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第16条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第26条において同じ。）、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第19条の2から第20条の2まで、第22条の2、第25条、第31条から第32条の2までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として安定運用を行なうよう、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引（登録予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と財形株式マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形株式マザーファンドの受益証券の時価総額に、財形株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第19条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商

品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額(組入有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。))の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。))の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。))に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第20条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と財形公社債・マザーファンドおよび財形株式・マザーファンド（以下本条において「マザーファンド」といいます。）の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第20条の3 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

第21条 （削 除）

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、財形公社債マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンドの受益証券の時価総額に、財形公社債マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第22条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産への投資制限）

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と、財形公社債マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンドの受益証券の時価総額に、財形公社債マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第25条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りします。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第27条 (削 除)

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第29条 (削 除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する財形株式マザーファンドの受益証券および財形公社債マザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第32条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第35条 この信託の計算期間は、原則として、毎年2月2日から翌年2月1日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項による各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日である場合には、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は、1994年2月4日より開始されるものとします。

（信託財産に関する報告）

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要な費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の44の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる

消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② （削 除）

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第40条 （削 除）

（収益分配金の再投資）

第41条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、指定販売会社に支払われます。

② 指定販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第43条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金および一部解約金の支払い）

第43条 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

② 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所において行なうものとします。

④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金の時効）

第44条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）

第45条 指定販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。

② 受益権の買取価額は、買取りの申込みを受け付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

③ 2007年1月4日以降、受益者が買取請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、2007年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる買取請求で、2007年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

④ 指定販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することができます。

⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価

額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受け付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の一部解約)

第46条 受益者（前条の指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ④ 2007年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、2007年1月4日以降に一部解約金が生じ、振替受益権となることとなる一部解約の実行の請求で、2007年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該基準価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託

会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第52条の2 第47条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第52条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、2008年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、2008年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

② 2008年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 第41条第3項および第43条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時

の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、2000年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する2000年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第 2条 2006年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条（受益証券の種類）から第15条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

1994年 2月 4日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社